

参考資料

・ 京都府庁の BCP について	1～3
・ 企業の BCP について	5～9
・ 地震被害想定一覧	11～13
・ 地震発生確率	15～16
・ 南海トラフの巨大地震による 震度分布・津波高の公表について	17
・ 集中豪雨について	19～24
・ 竜巻被害について	25～29
・ 新型インフルエンザ対策検証結果報告（抜粋）	31～37

別添 京都市防災マップ 水災害編

京都府庁のBCPについて

京都府総合的危機管理指針の構成

総 則															
目 的	危機管理の基本的な考え方を定め、府の危機管理体制の強化、総合的な危機管理対策の推進により、安心・安全な京都府づくりに資する。														
危機の範囲	① 府民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす災害・事件・事故 ② 府民の安心・安全な生活に重大な影響を及ぼす事案 ③ 府民の安心・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、府として情報収集又は対応が必要な事案で、知事が特に必要と認めるもの														
対象機関	○本庁各部局、各広域振興局、議会事務局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局を対象（府警本部へは、情報の共有等必要に応じて協力を求める。）														
基本方針	○府民の生命、身体、財産を守ることを最優先に対応 ○危機の兆候を的確に察知し、迅速に情報を報告・連絡し、的確な対応を実施 ○府民、関係機関と連携・協力し、全庁（関係部局等）をあげて対応する。														
責 任	安心・安全統括副知事	○知事の指示に基づき、危機管理監及び関係部局長等を指揮し、府の危機管理を推進													
	危機管理監	○平常時における全庁的な危機管理体制の充実・強化 ○所管が不明確な危機、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合、知事に速やかに報告するとともに、関係部局と連携し必要な対策を実施													
	各 部 局	○所管する危機に備え、平常時における危機管理体制の充実・強化 ○所管する危機が発生した場合、速やかに危機管理監、知事等へ報告するとともに、関係部局と連携し必要な対策を実施													
危機管理体制	平常時	○府危機管理連絡調整会議・幹事会の設置（全庁） ○各部局、各所属に危機管理責任者等を設置													
	緊急時	危機のレベルに応じ、以下の6段階の体制 <table border="1" data-bbox="359 1433 1460 1702"> <thead> <tr> <th>体 制（責任者）</th> <th>対 応 案 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部等体制（知事）</td> <td>全庁対応が必要な案件、重大案件（知事が決定）</td> </tr> <tr> <td>対策会議体制（副知事・危機管理監）</td> <td>関係部局での対応案件</td> </tr> <tr> <td>対策会議体制（部局長）</td> <td>特定部局の対応案件、所管不明確案件</td> </tr> <tr> <td>地方対策本部体制（広域振興局長）</td> <td>広域振興局による対応で終息が可能な案件</td> </tr> <tr> <td>警戒本部体制（知事・副知事）</td> <td>被害発生に備えた案件</td> </tr> <tr> <td>情報連絡体制（危機管理監）</td> <td>情報の収集及び関係機関との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	体 制（責任者）	対 応 案 件	対策本部等体制（知事）	全庁対応が必要な案件、重大案件（知事が決定）	対策会議体制（副知事・危機管理監）	関係部局での対応案件	対策会議体制（部局長）	特定部局の対応案件、所管不明確案件	地方対策本部体制（広域振興局長）	広域振興局による対応で終息が可能な案件	警戒本部体制（知事・副知事）	被害発生に備えた案件	情報連絡体制（危機管理監）
体 制（責任者）	対 応 案 件														
対策本部等体制（知事）	全庁対応が必要な案件、重大案件（知事が決定）														
対策会議体制（副知事・危機管理監）	関係部局での対応案件														
対策会議体制（部局長）	特定部局の対応案件、所管不明確案件														
地方対策本部体制（広域振興局長）	広域振興局による対応で終息が可能な案件														
警戒本部体制（知事・副知事）	被害発生に備えた案件														
情報連絡体制（危機管理監）	情報の収集及び関係機関との連絡調整														
事前対策	未然防止対策、事業継続対策、情報連絡体制の整備、初動体制の確立、情報の収集・分析、職員の危機管理能力の向上、府民への啓発、訓練の実施と体制の点検、資機材等の確保、関係機関等との連携強化、個別計画等の作成														
応急対策	情報の収集・伝達と管理、広報活動、応急対策の実施、対策の記録														
事後対策	安全性の確認・終息宣言、被災者等への支援、再発防止策の検討・実施及び対応の検証														

京都府業務継続基本指針（抄）

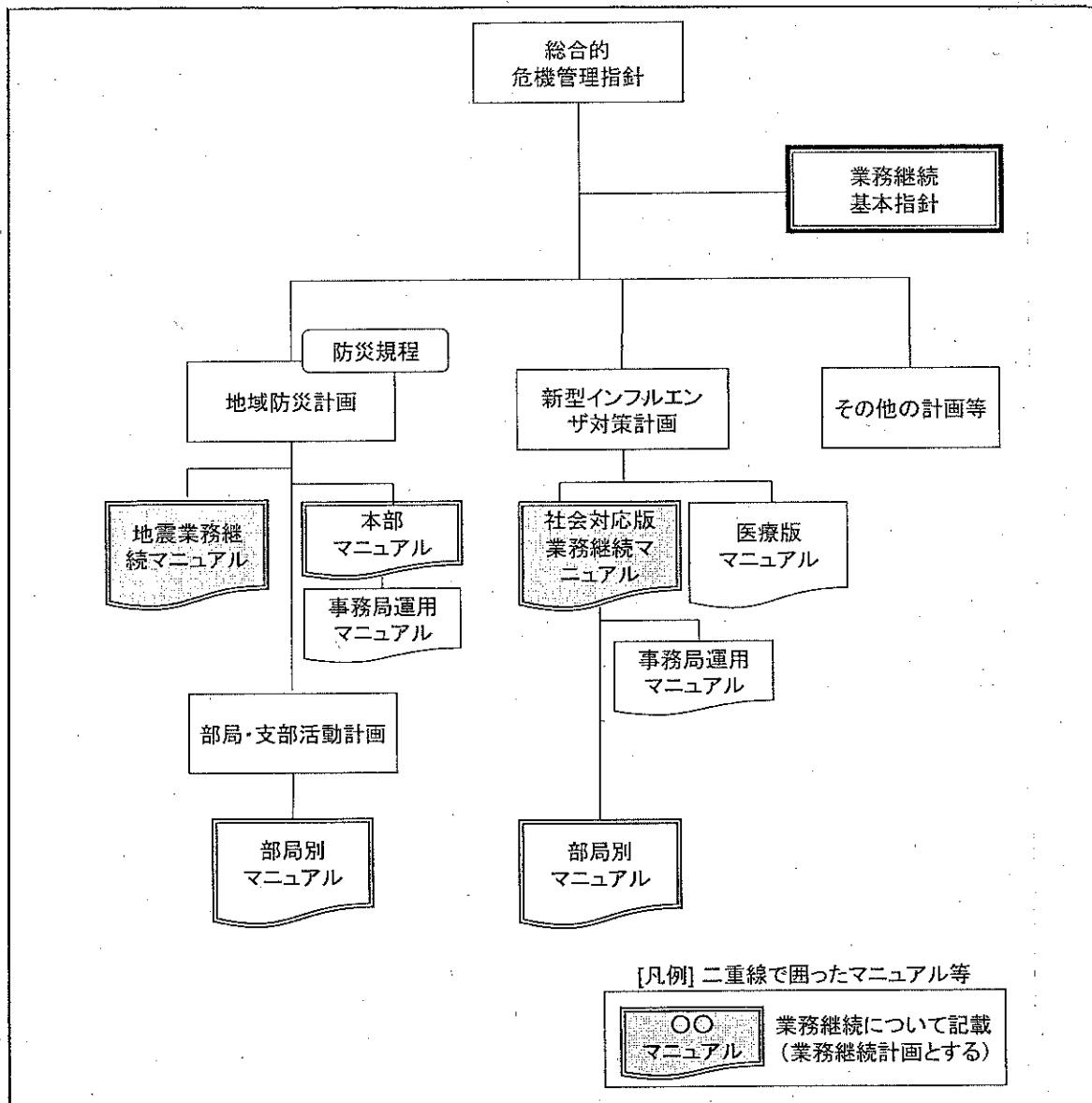


図1.1 京都府における危機管理に関する計画等の体系

3 用語の定義

本指針で用いる各業務の名称の定義は次のとおりとする。

なお、本指針において、「災害」「被災」等の用語は、自然災害だけでなく、感染症のまん延も含む危機をもたらす様々な影響（人命や社会生活に対する被害）を含んだ概念として用いることとする。

- ・ 応急対策業務 あらかじめ地域防災計画等で定めている応急対策に係る業務に、被災状況に応じて速やかに実施する必要が生じた緊急の業務を加えた業務

- ・重要継続業務 通常業務(平常時の業務)のうち継続の必要性の高い業務
- ・非常時優先業務 危機発生時に府として優先して実施・継続すべき業務の総称「応急対策業務」と「重要継続業務」を合わせた業務

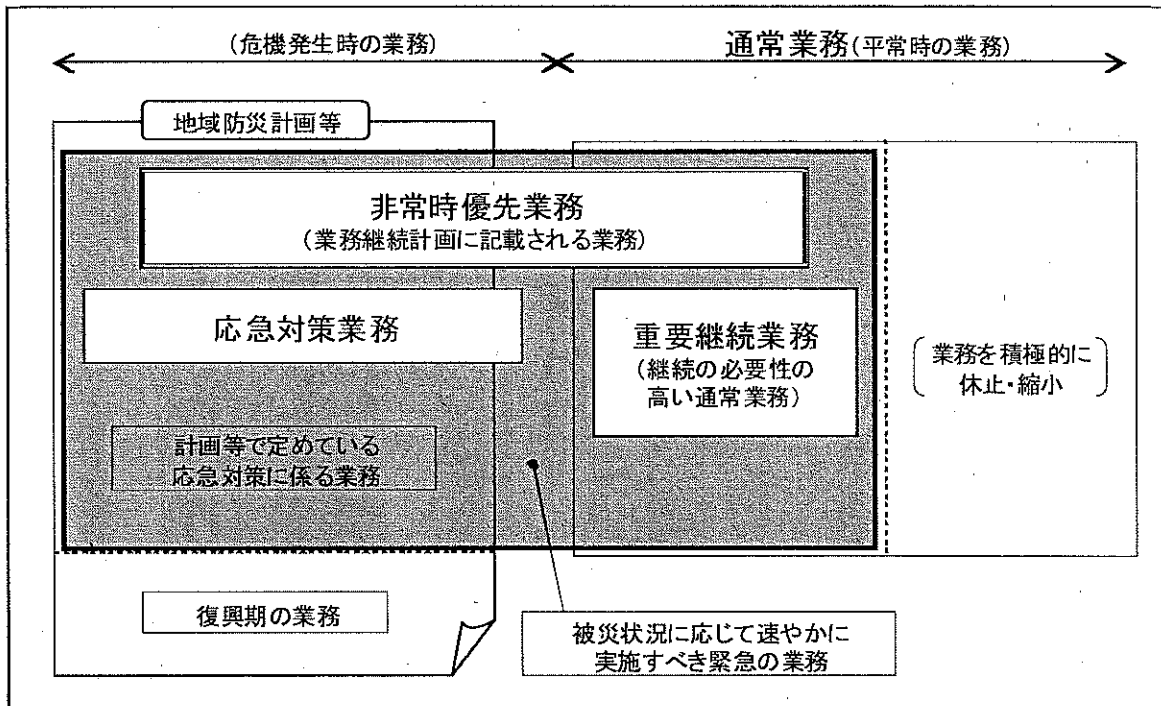


図1.2 「非常時優先業務」の概念図

4 業務継続の基本方針

府は、危機発生時における非常時優先業務について、次の方針に基づいて業務継続を図る。

業務継続の基本方針

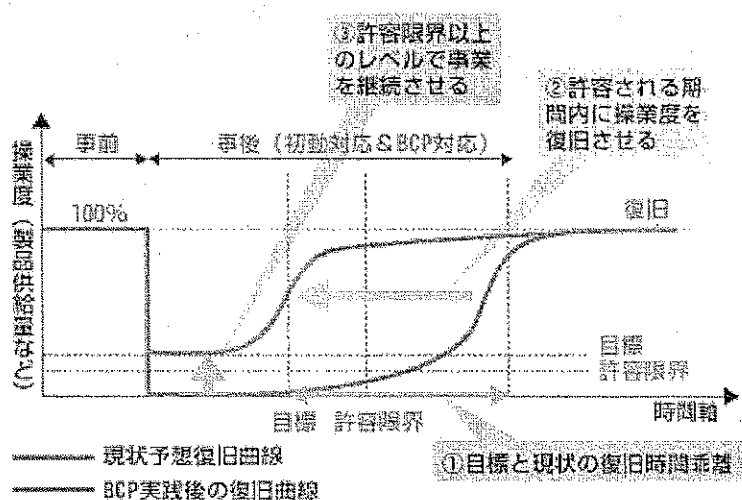
- ① 府は、いかなる危機発生時においても、府民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一の責務としていることから、応急対策業務を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ② 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、重要継続業務以外の通常業務については、積極的に休止・縮小する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

企業のBCPについて

事業継続の取組について

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要な業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれています。また事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられます。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画（BCP）」と呼び、内容としてはバックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型です。それらは事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に即応した取組みが望まれています。

事業継続計画の概念



事業継続計画の概念図

上図のように、災害が発生しても重要な業務については、許容される期間内に操業度を復旧させ、また許容限界以上のレベルで事業を継続させることを目指します。

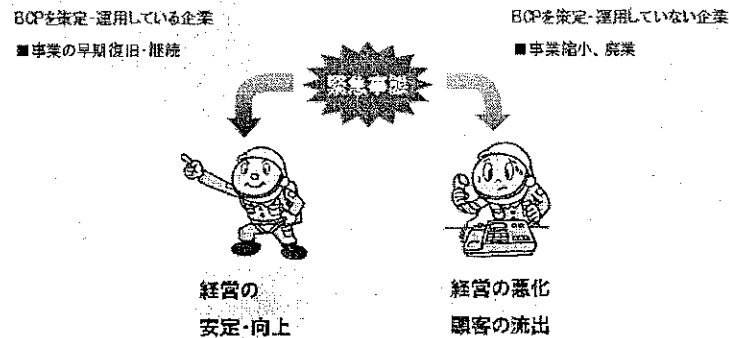
資料：内閣府（防災担当）ホームページ「企業防災のページ」

中小企業 BCP（事業継続計画）とは

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）において、中小企業の多くが、貴重な人材を失ったり、設備を失ったことで、廃業に追い込まれました。また、被災の影響が少なかった企業においても、復旧が遅れ自社の製品・サービスが供給できず、その結果顧客が離れ、事業を縮小し従業員を解雇しなければならないケースも見受けられました。

このように緊急事態はいつ発生するかわかりません。BCP とは、こうした緊急事態への備えのことをいいます。

ただし、突発的な緊急事態が BCP の想定どおりに発生するはずもありません。BCP を策定していても、普段行っていないことを緊急時に行うことは、実際には難しいものです。緊急事態において的確な決断を下すためには、あらかじめ対処の方策について検討を重ね、日頃から継続的に訓練しておくことが必要なのです。



中小企業BCP ⇒ 緊急事態への対応力の向上

図 中小企業が BCP を策定・運用する効果のイメージ

経営者であるあなたは、日々の経営の中で雇用・人材育成、税制対応や事業承継等について考えていると思います。BCP の策定・運用、すなわち事業継続への取組は、特別なものではありません。既にあなたが考えている雇用・人材育成等と同様に、日々の経営の一環として取り組んでいくものです。

そして、BCP を策定・運用することで、あなたの会社は、緊急時の対応力が鍛えられることに加え、平常時にも大きなメリットを得ることができます。例えば BCP の策定により、自社の経営の実態（在庫管理の実態、顧客管理の実態 等）が把握でき、こうした日々の経営管理を再確認することができます。また、BCP の策定・運用により、防災に係る融資や保険の優遇が受けられる場合もある他、取引先や社外からの信用が高まり中長期的な業績向上も期待できます。

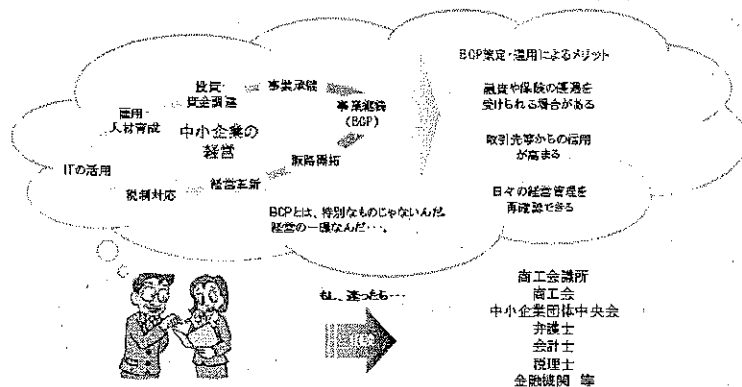


図 中小企業の経営とBCP

なお、もしBCPの策定・運用で分からないことがあった場合は、身近な商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、弁護士、会計士、税理士、金融機関等に相談することも有効でしょう。

資料：中小企業庁ホームページ 中小企業BCP策定運用指針～緊急事態を生き抜くために～

<1> 事業継続計画の策定状況等

(平成19年度調査から平成23年度調査までの結果と推移等について)

① 企業規模別

資料：内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」(H23.11)

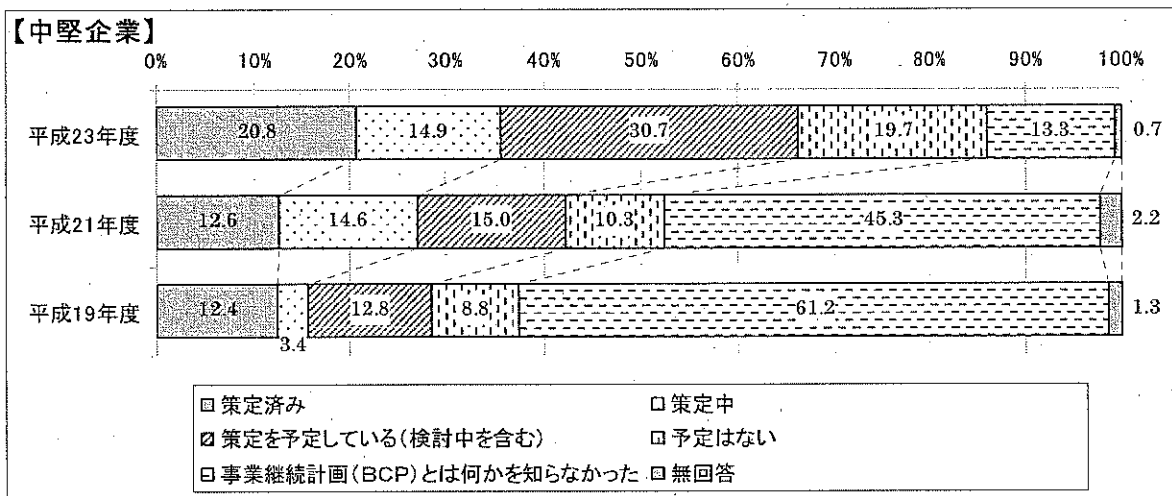
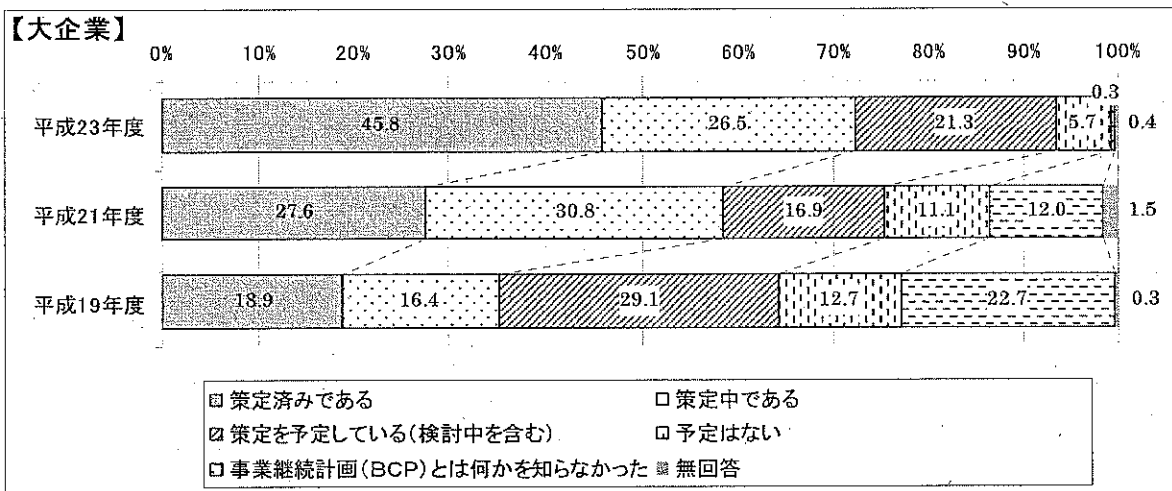
- ・ BCPを「策定済み」の値については以下のとおり。
 - －大企業では、(平成19年度) 18.9% → (平成21年度) 27.6% → (平成23年度) 45.8% と増加。
 - －中堅企業では、(平成19年度) 12.4% → (平成21年度) 12.6% → (平成23年度) 20.8% と増加。
- ・ BCPを「策定済み」及び「策定中」の合計値については以下のとおり。
 - －大企業では、(平成19年度) 35.3% → (平成21年度) 58.4% → (平成23年度) 72.3% と増加。
 - －中堅企業では、(平成19年度) 15.8% → (平成21年度) 27.2% → (平成23年度) 35.7% と増加。

■ BCPを「策定済み」とした企業と「策定中」とした企業を合わせると、その割合は、大企業では7割強、中堅企業では3割5分である。

■ 大企業については、「予定あり」を合わせると9割以上となり、2011年の東日本大震災を契機として、意識が高まったものと推察される。

■ 大企業・中堅企業ともに、「知らなかった」と回答した企業が大幅に減少しており、事業継続計画の認知度が大きく向上していることがうかがえる。

(参考)「新成長戦略」実行計画(工程表) (平成22年6月閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標に「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」と定められている。



【平成23年度 単数回答、n=1,108、対象:全ての大企業及び中堅企業】

【平成21年度 単数回答、n=736、対象:全ての大企業及び中堅企業】

【平成19年度 単数回答、n=1,134、対象:全ての大企業及び中堅企業】

京滋主要企業の67%見直し、新たに作成 災害時の事業継続計画

東日本大震災から1年に合わせ、京都新聞社が京都と滋賀の主要企業の災害対策状況を尋ねたアンケートによると、災害時の安全確保や復旧策を具体化した事業継続計画(BCP)を震災後に見直したり、新たに策定・作成予定の企業が67.0%に上ることがわかった。生産現場や仕入れ先など広範に及んだ被害を教訓として備える企業が多くなっている。

■生産現場仕入れ先 広範な被害に備え

震災前からBCPを策定していた企業は約40%あり、その3分の2を超える27.2%の企業は震災後に計画の見直しに取り組んだ。

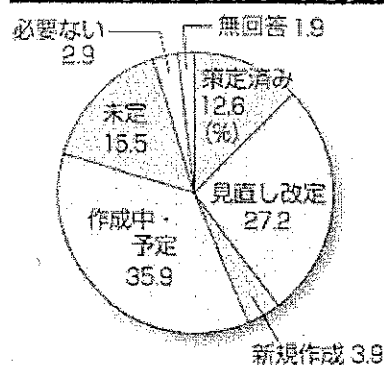
これまでBCPがなかった企業も「新たに作成した」が4社、「作成中・作成予定」は最も多い37社に上り、計約40%が大震災を受けてBCP作成を経営の課題に位置づけた。策定が進めば震災前後で倍増して約80%がBCPを持つことになる。「未定」は15.5%、「必要ない」は2.9%あった。

業種別では、震災後に作成、見直しを進める企業は製造業の80.0%、非製造業は52.1%と差が開いた。震災直後に直接被害だけでなく、サプライチェーン(部品調達・供給網)寸断が深刻な問題となったことから、生産継続の必要条件を多面的に備えるBCP策定への認識が高まったことがうかがえる。

調査は京滋の157社に郵送で行い、103社(65.6%)から回答を得た。

【2012年03月09日 09時09分】

震災後の事業継続計画の策定状況



地震被害想定一覽

地震被害数量

○東南海・南海地震（京都市の他、府南部地域10市町村で震度6弱の強い揺れ）

死者130人 全壊建物10,400棟

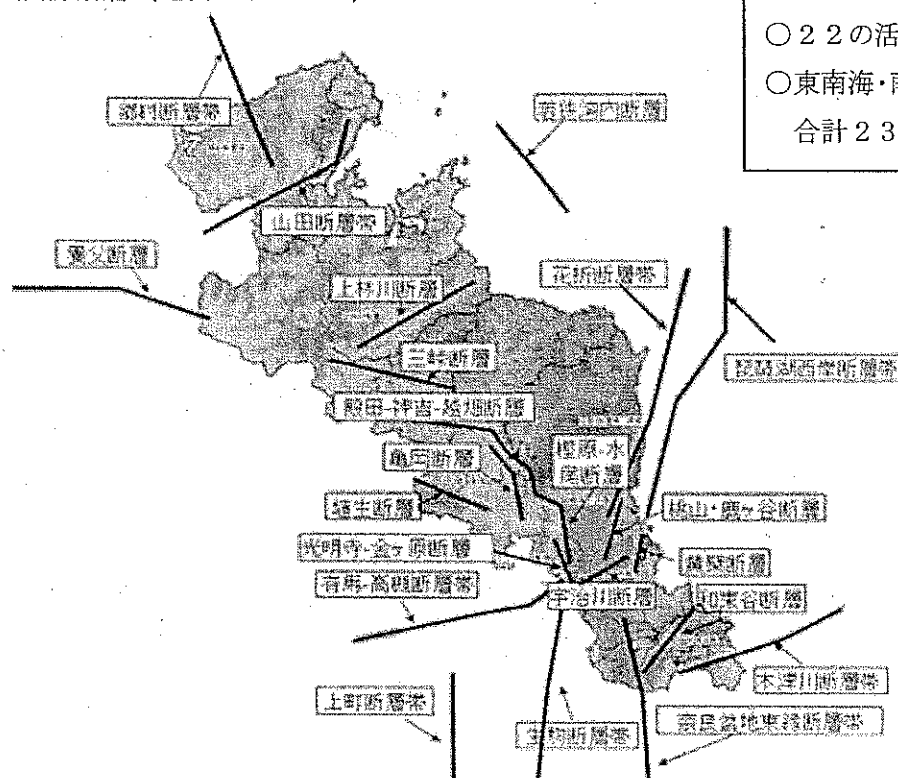
○花折断層（震度7）

死者6,900人 全壊建物148,400棟

断層名	最大 予測震度	人的被害					建物被害			
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
			(人)	重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯	7	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄蘗断層	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	
奈良盆地東縁断層帯	7	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100	
西山断層帯	亀岡断層	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	檜原-水尾断層	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層	7	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600	
上林川断層	7	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700	
苔狭湾内断層	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	
山田断層帯	7	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200	
郷村断層帯	7	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300	
上町断層帯	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	
生駒断層帯	7	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500	
琵琶湖西岸断層帯	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻断層	7	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯	7	1,600	18,400	1,700	9,300	236,500	40,700	89,000	6,100	
壺生断層	7	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500	
養父断層	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	
和束谷断層	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	
東南海・南海地震	6弱	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400	

京都府地震被害想定調査結果(2008)

調査対象の震源断層（地表のトレース）



液状化予測

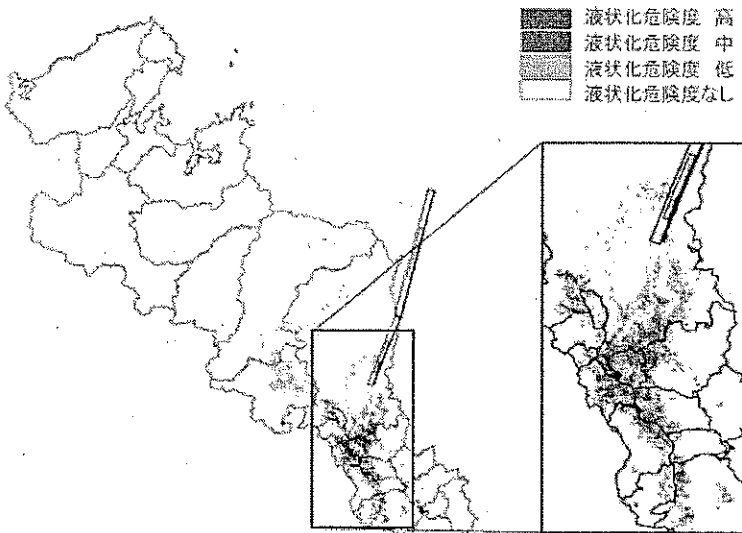
地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。

想定地震の発生により液状化の発生の危険性がかなり高いと予測される地域は、次のとおりである。

- ・京都盆地、特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び三川合流点付近
(原因となる地震：花折断層地震、西山断層系地震、黄檗断層系地震)
- ・舞鶴湾に注ぐ河川下流域 (同：上林川断層地震)

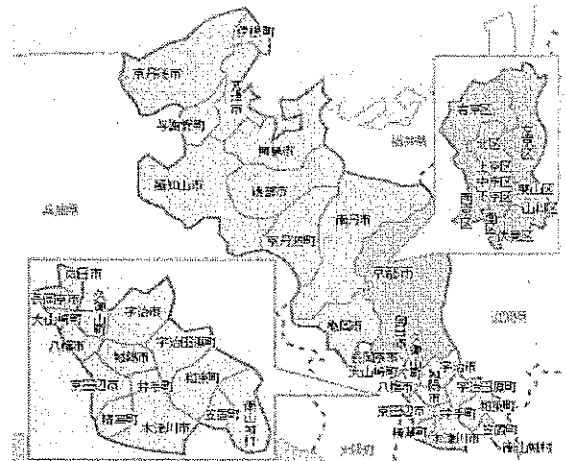
(京都府地域防災計画 震災対策計画編)

○花折断層地震

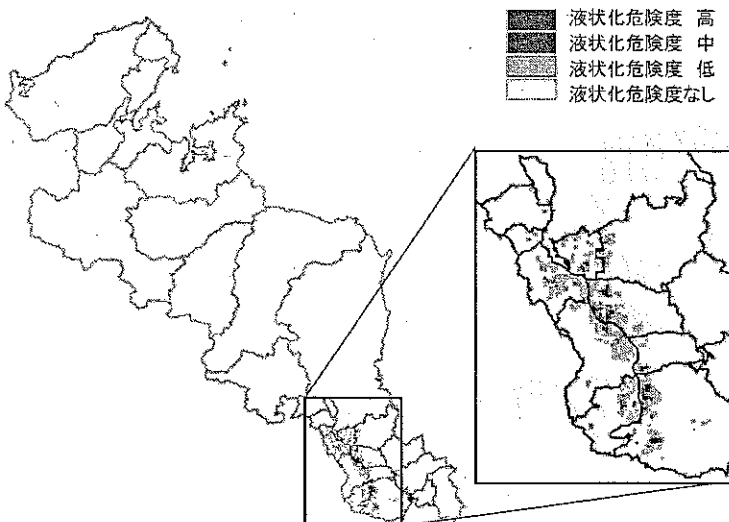


【液状化危険度予測結果】(左図・下段)

・京都市南部から河川(桂川、宇治川、木津川)沿いで液状化危険度が高い。

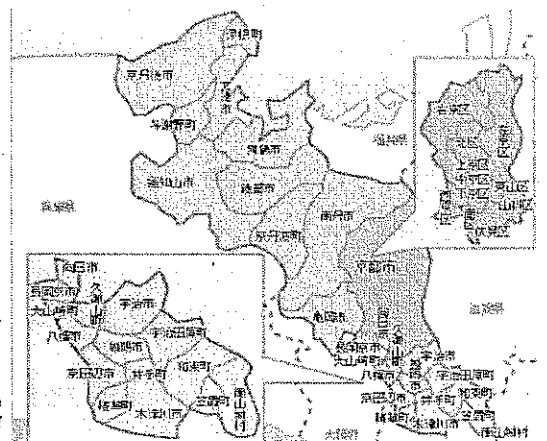


○東南海・南海地震



【液状化危険度予測結果】(左図・下段)

・府南部の木津川沿いで液状化危険度が高い。



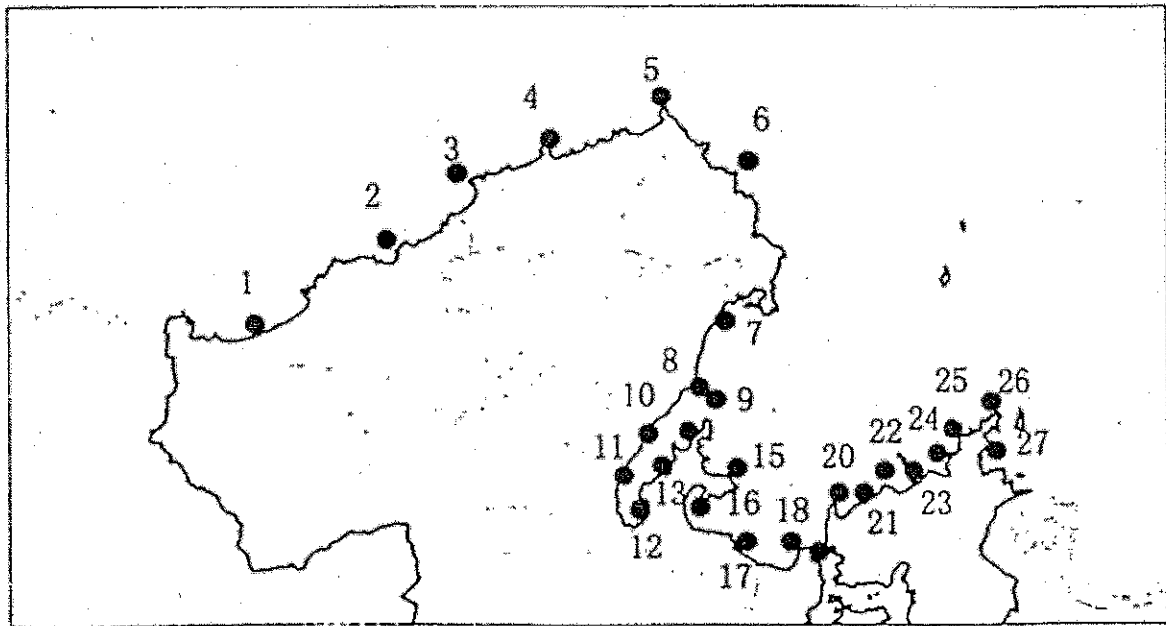
津波の予測

若狭湾内断層地震による津波の最大波高は以下のように予測され、京都府沿岸で最も大きな波高が発生するのは舞鶴市風島付近（地点番号27）で110 cm程度となっている。

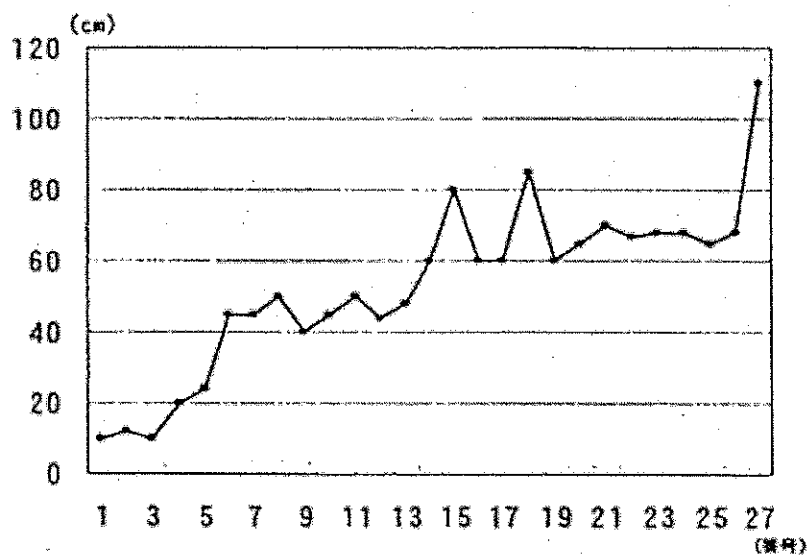
しかしながら、京都府沿岸から遠く離れたプレート境界で起こる地震をはじめ、日本海で起きる地震による津波では、気象や地形的な要素も加わり、予測できない波高が観測される場合も考えられる。

（京都府地域防災計画 震災対策計画編）

数値シミュレーション 計算地点



各地点における津波最大波高分布



地震発生確率

(国 地震調査研究推進本部)

資料：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

1 海溝型地震

発生確率	東南海地震	南海地震
(地震後経過率)	0.78	0.72
10年以内	20%程度	20%程度
20年以内	50%程度	40%程度
30年以内	70%程度	60%程度
40年以内	80%~90%	80%程度
50年以内	90%程度もしくはそれ以上	90%程度
100年以内	90%程度以上	90%程度以上
300年以内	90%程度以上	90%程度以上

地震後経過率：地震発生時期から評価時間までの経過時間を、平均活動間隔で割った値

2 主要活断層帯

▶ 今後30年以内の発生確率が3%以上（高い）の断層

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
奈良盆地東縁断層	7.4程度	ほぼ0%~5%	ほぼ0%~7%	ほぼ0%~10%	0.2~2.2	約5000年 約11000~1200年前
琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1程度	1%~3%	2%~5%	4%~10%	-	約1000~2800年 約2800~約2400年前

▶ 今後30年以内の発生確率が0.1~3%以上（やや高い）の断層

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	7.5程度	ほぼ0%~0.8%	ほぼ0%~1%	ほぼ0%~3%	0.3~0.7	約3500~5600年 約2400年前~2世紀
三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3程度	ほぼ0%~0.6%	ほぼ0%~1%	ほぼ0%~2%	0.2~0.7	4200~6500年 2800年前~6世紀
三峠・京都西山断層帯 (三峠断層)	7.2程度	0.4%~0.6%	0.7%~1%	1%~2%	不明	5000~7000年程度 3世紀以前
生駒断層帯	7.0~7.5程度	ほぼ0%~0.1%	ほぼ0%~0.3%	ほぼ0%~0.6%	0.2~0.5	3000~6000年程度 1600年前~1000年前頃

▶ 今後30年以内の発生確率が0.1%未満の断層

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔 最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
有馬一高槻断層帯	7.5程度	ほぼ0%~0.03%	ほぼ0%~0.07%	ほぼ0%~0.3%	0.2~0.4	1000~2000年程度 1596年慶長伏見地震
琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1~0.2	約4500~6000年 1185年の地震
山田断層帯 (郷村断層帯)	7.4程度 もしくはそれ以上	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.006~ 0.009	約10000~15000年 1927年北丹後地震
木津川断層帯	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.006~ 0.04	約4000~25000年 1854年伊賀上野地震
三方・花折断層帯 (三峠断層帯)	7.2程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.06~ 0.09	約3800~6300年 1662年の地震
山田断層帯 (主部)	7.4程度	不明	不明	不明	不明	不明 約3300年前以前
三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2程度	不明	不明	不明	不明	不明 1662年の地震
三峠・京都西山断層帯 (上林川断層)	7.2程度	不明	不明	不明	不明	不明 不明

南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の公表について

3月31日(土)に「第15回南海トラフの巨大地震モデル検討会」(事務局:内閣府 防災担当)が開催され、東海・東南海・南海地震(いわゆる三連動地震 M9.0)による震度分布・津波高の推計結果が公表された。

なお、京都府域の震度分布は下記のとおり。

記

京都府内の震度分布(最大クラス(重ね合わせ)の場合)

最大震度 6強

(市町村) 京都市(南区、伏見区)、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市
八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町

<8市3町>

〔京都府第二次被害想定調査では(2008年)、東南海・南海地震(二連動地震 M8.5)における府内の最大震度は6弱。〕

※今後、中央防災会議で、この予測結果をもとに被害想定を検討が行われる予定。

【参考】南海トラフの巨大地震モデル検討会ホームページ(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/nankai_trough/nankai_trough_top.html

市町村別の最大となる震度

都道府県名	市区町村名	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	最大クラス (重ね合わせ)	中央防災会議 (2003)	京都府地震 被害想定調査	
京都府	北区	5強	6弱	5強	5強	5強	6弱	5強	6弱	
京都府	上京区	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	左京区	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	中京区	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	東山区	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	下京区	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	南区	6弱	6強	5強	5強	6弱	6強	5強		
京都府	右京区	6弱	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	伏見区	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	6弱		
京都府	山科区	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	6弱		
京都府	西京区	6弱	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強		
京都府	福知山市	5強	5強	5強	5弱	5強	5強	4		5強
京都府	舞鶴市	5強	5強	5強	5強	5強	5強	5弱		5強
京都府	綾部市	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	5強	5弱		5強
京都府	宇治市	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	宮津市	5強	5強	5弱	5弱	5弱	5強	5弱	5強	
京都府	亀岡市	6弱	6弱	5強	5強	5強	6弱	5強	5強	
京都府	城陽市	6弱	6強	5強	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	向日市	6弱	6強	5強	5強	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	長岡京市	6弱	6強	5強	5強	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	八幡市	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	京田辺市	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	京丹後市	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	5強	5弱	5強	
京都府	南丹市	5強	6弱	5強	5強	5強	6弱	5強	5強	
京都府	木津川市	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	大山崎町	6弱	6強	5強	5強	6弱	6強	5強	5強	
京都府	久御山町	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	井手町	6弱	6弱	5強	6弱	6弱	6弱	5強	6弱	
京都府	宇治田原町	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強	5強	
京都府	笠置町	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強	5強	
京都府	和束町	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強	5強	
京都府	精華町	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱	
京都府	南山城村	5強	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強	5強	
京都府	京丹波町	5強	5強	5弱	5弱	5強	5強	5弱	5強	
京都府	伊根町	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	5強	4	5弱	
京都府	与謝野町	5強	5強	5弱	5弱	5強	5強	5弱	5強	

